

従業者名簿

事務所の名称

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	取引主任者 であるか 否かの別	住所	この事務所の 従業者と なった年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・
		・ ・					・ ・ ・	・ ・

備考

- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「取引主任者であるか否かの別」の欄には、取引主任者である者には○印をつけること。
- 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

業法第48条第3項

宅地建物取引業者は、建設省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、第1項の証明書の番号その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。（施行規則第17条の2・従業者名簿の記載事項等）

法第48条第3項の建設省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生年月日
- 二 主たる職務内容
- 三 取引主任者であるか否かの別
- 四 当該事務所の従業者となった日
- 五 当該事務所の従業者でなくなった日

2 法第48条第3項に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第8条の2によるものとする。

3 宅地建物取引業者は、法第48条第3項に規定する従業者名簿を最終の記載をした日から10年間保存しなければならない。